

令和2年1月17日

製造産業関係団体 代表各位

経済産業省 製造産業局  
素材産業課長

風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について（依頼）

令和元年の台風15号及び19号の暴風、浸水等による被害を受けた毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）を取り扱う事業所において、貯蔵タンク、貯蔵槽などから毒劇物が流出、漏洩する事故が複数発生しました。

これらを踏まえ、風水害発生時における毒劇物の流出、漏洩防止の観点から、厚生労働省から地方自治体へ、「風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について（依頼）」が発出されています。また、関係省庁へ、当該文書について周知の協力が要請されております（別紙1、2）。

については、自治体の作成するハザードマップにおける、浸水想定区域に位置する事業者や、過去に風水害による流出、漏洩が発生した事業者において重点的に毒劇物の流出、漏洩防止を図るよう、貴団体の会員企業に対して、別紙2の依頼及びその別添の内容を周知していただき、風水害発生時における毒劇物の保管管理等へご協力くださいますようお願いいたします。

また、防災・減災関連の支援策等を取りまとめた別紙3についても、貴団体の会員企業に対して周知していただけますようお願いいたします。

(別紙1)  
薬生薬審発 0117 第5号  
令和2年1月17日

経済産業省製造産業局総務課長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長  
( 公 印 省 略 )

風水害発生時の毒物及び劇物の保管管理等に係る留意事項について

標記については、今般、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部(局)長等宛てに通知しましたので、御了知の程お願いするとともに、周知について御協力よろしく申し上げます。



(別紙2)

薬生薬審発 0117 第2号

令和2年1月17日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長

( 公 印 省 略 )

## 風水害発生時における毒物及び劇物の保管管理等について (依頼)

毒物及び劇物による事故の未然防止等については、かねてより種々御配慮いただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年の台風15号及び台風19号の暴風、浸水等による被害を受けた毒物又は劇物(以下「毒劇物」という。)を取り扱う事業所において、貯蔵タンク、貯蔵槽などから毒劇物が流出、漏洩する事故が複数発生しました。

このため、風水害発生時における毒劇物の流出、漏洩防止の観点から、貴職におかれましては、下記について、十分に御了知いただくとともに、風水害発生時に貴管下関係者が適切な対応を行えるよう周知願います。また、風水害発生時における毒劇物の漏洩等防止策として有効と考えられる対策の例を、別添のとおりまとめましたので、併せて、御了知願います。

なお、本通知については、警察庁生活安全局保安課長、消防庁危険物保安室長、文部科学省大臣官房総務課長、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、経済産業省製造産業局総務課長、一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長、一般社団法人日本化学品輸出入協会会長並びに公益社団法人全日本トラック協会会長宛に併せて周知していることを申し添えます。

## 記

以下の事項について、平時より確認、整備等を行うとともに、管下の毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者(以下「毒物劇物営業者等」という。)に対して、必要な措置を講ずるよう促すこと。

### 1 平時における事前の対応

- (1) 管下の毒物劇物営業者等に対し、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第16条の2の規定に基づき、毒劇物の流出又は漏洩等(以下、「漏洩等」という。)の場合において、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防機関(以下「関係行政機関」という。)に届け出るとともに必要な措置を講ずる必要があることを周知・徹底すること。また、毒劇物の貯蔵設備等が浸水するなど、漏洩等のおそれがある場合においても、関係行政機関への情報提供に努めるよう、依頼すること。

- (2) 管轄内のハザードマップ等を参照し、管下の毒物劇物営業者等が所有する毒劇物を保管する施設等が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存在するかを確認し、併せて降雨や高潮に伴う浸水高さ等についても確認すること。
- (3) 特に、上記(2)の確認の結果、浸水等の警戒区域内に存在する毒劇物を保管する施設等において、事業者の実態に応じ、可能な範囲で、以下の措置が講じられるよう管理する毒物劇物営業者等に促すこと。
- ・ ハザードマップ等を参照し、毒劇物を保管する施設等が浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に存在するかを確認し、併せて降雨や高潮に伴う浸水高さ等についても確認すること。
  - ・ 長雨や台風の接近に伴い、浸水等の発生を想定した、被害発生の危険性を回避・低減するための必要な措置及び漏洩等の際の応急措置を検討し、計画策定や教育訓練等の準備を行うこと。
  - ・ 風水害の危険性が高まってきた場合の対応に必要なビニールシート、土のうなどを整備しておくこと。
  - ・ 日常点検、定期検査等を含めた自己点検を実施すること。
  - ・ 漏洩等の際に備え、関係行政機関との連絡体制を整備すること。

## 2 風水害の危険性が高まってきた場合の対応

別添「風水害発生時における毒劇物の漏洩等防止策として有効と考えられる対策の例」を参考に、特に、浸水等の警戒区域内に存在する毒劇物を保管する施設等において、事業者の実態に応じ、避難に差し支えない可能な範囲で、浸水・土砂流入対策などの適切な措置が講じられるよう管理する毒物劇物営業者等に促すこと。

## 3 漏洩時及び漏洩疑い時の対応

- (1) 管下の毒物劇物営業者等から漏洩等の報告を受けた場合は、当該事業者に対し、従業員等の避難安全を確保することを最優先としつつ、事業所周辺への漏洩等を防止するための措置を講ずるよう指示すること。また、速やかに厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室に情報提供をすること。
- (2) 管轄内において浸水・土砂災害等が発生している場合は、当該被害発生地域の毒物劇物営業者等と連絡をとる等の手段により、まずは、毒劇物の貯蔵設備等の浸水・土砂災害等を確認し、貯蔵設備等に浸水等が確認された場合は、漏洩等の有無にかかわらず、その旨速やかに同室に情報提供を行うこと。
- また、当該設備等への調査が可能になった時点で、速やかに漏洩等の有無について可能な範囲で確認を行い、漏洩等が確認された場合、速やかに同室に情報提供を行うこと。
- (3) 必要に応じ、関係部局と連携して、施設周辺の近隣住民への避難勧告及び健康状況調査を行うこと。
- (4) 関係部局と連携して、漏洩等が発生した施設周辺における毒劇物のモニタリング調査を行うこと。

風水害発生時における毒劇物の漏洩等防止策として  
有効と考えられる対策の例

1. 浸水・土砂流入対策

- 毒劇物を保管する施設等への浸水や土砂流入を防ぐ、土のうや止水板等を使用する。
- 毒劇物の流出を防止するとともに、タンクや配管への水や土砂の混入を防止するため、配管の弁等を閉鎖する。
- 容器に入った毒劇物は浸水等により漏れることがないように封をする。容器の破損を防止するため、可能であれば保管庫内で固定する。
- 敷地外への流出を防止するため、毒劇物を入れた容器のうち封が困難なものについては、内容物を封のできる容器に詰め、又は容器をふたやビニールシートで覆う。

など

2. 強風対策

- 飛来物により毒劇物の製造設備、貯蔵設備等が損傷を受けることを防止するため、屋外にある飛びやすいものは屋内に移動する。
- 飛来物により配管等が破損した場合における毒劇物の流出を最小限に抑えるために、配管の弁等を閉鎖する。

など

## 防災・減災関連の支援策等について

### 1. 中小企業強靱化法に基づく施策（参考資料1）

中小企業庁では、「中小企業強靱化法」に基づき、中小企業が策定する防災・減災に係る取組を「事業継続力強化計画」等として認定する制度を行っております。計画では、目的の明確化、初動対応手順、自然災害が事業活動に与える影響、リスクに対する対策、事前対策の実効性の確保に向けた取組等を記載し、認定を受けた事業者は次の支援を受けることができます。

#### ① 防災・減災設備への税制優遇（中小企業防災・減災投資促進税制）

事業継続力強化計画に記載された対象設備を新たに取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却20%の税制措置を受けることができます（令和2年度末まで）。

#### ② 補助金の優遇措置

経済産業省が執行する一部の補助金で、優先採択が受けられます。

（平成30年度第2次補正予算では、ものづくり補助金二次公募について加点措置を行っており、今後も、同様の措置を継続する予定です。）

#### ③ 日本政策金融公庫による低利融資

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資（貸付利率から0.9%引き下げ）を実施します。（運転資金は基準金利）

##### ・貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）

国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）

##### ・貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内（据置期間2年以内）

詳しくは、お近くの日本政策金融公庫までお問い合わせください。

(※1) 事業継続力強化計画等の認定を受けた事業者が必ずしも低利融資を受けられるというものではありません。別途、日本政策金融公庫内での審査をうけることが必要となります。

#### ④ 信用保証枠の拡大

事業継続力強化計画の実行にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大を受けることができます。

詳しくは、お近くの信用保証協会までお問い合わせください。

(※2) 事業継続力強化計画等の認定を受けた事業者が必ずしも保証枠の拡大を受けられるというものではありません。別途、信用保証協会内での審査を受けることが必要となります。

具体的な内容や手続きにつきましては、各地方経済産業局にお問い合わせください。

北海道経済産業局	産業部中小企業課	011-709-1783
東北経済産業局	産業部中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局	産業部中小企業課	048-600-0321
中部経済産業局	産業部中小企業課	052-951-2748
近畿経済産業局	産業部中小企業課	06-6966-6023
中国経済産業局	産業部中小企業課	082-224-5661
四国経済産業局	産業部中小企業課	087-811-8529
九州経済産業局	産業部経営支援課	092-482-5592
内閣府沖縄総合事務局	経済産業部中小企業課	098-866-1755

(参考 URL：事業継続力強化計画)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm#zeisei>

## 2. ものづくり補助金（参考資料2）

中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援しています。生産性向上に必要な、防災性能の優れた生産設備についても、補助対象になります。

- ・補助額：100万～1,000万円
- ・補助率：中小企業 1/2、小規模企業 2/3

具体的な内容や手続きにつきましては、中小企業基盤機構又は今後決定する補助金執行団体等にお問い合わせください。

### 3. 水害リスクに関する助言について

水害対策等を行うに当たり、必要に応じ、ハザードマップを作成している各地域の市区町村の危機管理担当部局や河川管理者が水害リスクに関する助言を受けることができます。

なお、国管理河川の場合は、全国の地方整備局等の河川関係事務所に地域の水防力の強化を図る相談窓口として「災害情報普及支援室」を設置し、

- ・河川等のハザードマップの作成、洪水予報等の情報伝達に関する市町村への技術支援
- ・避難確保、浸水防止に関する計画作成を行う施設の所有者又は管理者への技術支援
- ・その他、災害情報を普及するために必要な支援

等を行っておりますので、ご活用ください。

(参考 URL)

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou-shien.html> (「災害情報普及支援室」で検索)

# 中小企業の事業継続力の強化を応援します！

「事業継続力強化計画」認定制度のご案内



# 災害に負けない、 “事業継続力”を強化しよう。

地域の経済活動やサプライチェーンを支える企業として、いざという時に従業員の命や雇用を守り、地域や顧客との関係を維持・発展させていくことが必要です。

実効性のある計画を策定し、災害に負けない“事業継続力”を強化させましょう。



## 自然災害は年々増加

近年の気候変動等の影響により、西日本豪雨（平成30年7月豪雨）や台風による深刻な被害が各地で発生しています。

加えて、近い将来、南海トラフ地震や首都直下型地震といった巨大地震の発生が予測されています。また、全国各地で雪害や竜巻、火山の噴火等様々な自然災害に伴うリスクも想定されます。

## 災害発生に伴う数々のリスク

### 事業活動停止のリスク

1. 営業再開が遅れ、取引先が発注先を替えてしまう。
2. 営業停止期間中、経営上の損失が生じ続ける。
3. 営業停止期間中に得られたはずのビジネスチャンスを逃してしまう。

#### ヒト（人員）

連絡網等を準備していなかったため、一部従業員の所在が掴めず、人手の確保ができない！

#### モノ（建物・設備・在庫等）

大雨で浸水し、倉庫にあった在庫が全て販売不可になってしまった！

#### カネ（資金繰り）

保険に入っていなかったため、設備の復旧に必要な資金の目途が立たない！

#### 情報（顧客データ等）

データのバックアップを保存しておらず、重要なデータをすべて喪失してしまった！

まずは自然災害によるリスクを想像し、対策に向けて一步を踏み出すことが重要です。

防災・減災対策に取り組む中小企業を応援する新しい制度がスタートします!

# 「事業継続力強化計画」認定制度



経済産業省では、中小企業・小規模事業者の方々が防災・減災に向けて取り組む計画を認定します。計画の認定を受けた中小企業の皆様は、下記の支援策(優遇制度)をご活用いただけます。(一部条件がある支援策があります。)

## 認定企業への支援策

- 1 日本政策金融公庫による低利融資(設備投資資金)
- 2 信用保証枠の追加
- 3 防災・減災設備への税制優遇  
災害時に役立つ設備(自家発電設備、制震・免震ラック、止水板等)を導入した場合に特別償却(20%)が可能
- 4 補助金の優遇措置
- 5 認定ロゴマークの使用
- 6 本制度と連携いただける企業・団体からの支援

## 申請方法

### (1) 「事業継続力強化計画」の策定

本パンフレットや中小企業庁ホームページに掲載している「策定の手引き」を参照いただき、事業継続力強化計画を策定ください。

### (2) 申請

計画策定後、管轄する経済産業局(又は内閣府沖縄総合事務局)に申請書及び必要書類をご提出ください。

### (3) 認定

申請後、認定まで約45日かかります。

### (4) 計画の開始

計画が認定された場合、申請した経済産業局から認定通知書が交付されます。認定後は、計画に記載した項目を実施ください。  
※計画認定後に、上記支援策をご活用いただけます。

経済産業大臣  
(地方経済産業局等)

申請



認定

事業継続力強化計画

中小・小規模事業者等

# “実効性のある具体的

## “何のために取り組むか”を確認しよう

取組の目標を考えましょう。事業者によって目標(目的)は相違します。被災した場合を想定して、「事業継続力強化に取り組む目的」を明確に決めておきましょう。目的を社内で共有しておくことで、いざという時に従業員は適切な対応を取ることができます。

## ハザードマップを活用し、自然災害リスクを把握しよう

国や各地方公共団体では、域内の自然災害を“見える化”したハザードマップを公開しています。また、防災科学技術研究所のJ-SHIS(地震ハザードステーション)では、全国地震動予測地図を公開しています。このような情報を参考に、自社の立地する拠点や地域において、どのような自然災害リスクがあるのか把握しましょう。そして、自然災害等により、自社にどのような影響が発生するのか、ヒト、モノ、カネ、情報の観点から考えてみましょう。

### ハザードマップが確認できる情報サイト

防災科学技術研究所  
「地震ハザードステーション」  
<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>



国土交通省  
「ハザードマップポータルサイト」  
<https://disaportal.gsi.go.jp/>



# な計画”を認定します！

## 自社にとって必要な事前対策を実施しよう

自然災害等が発生した場合の初動対応を決めておきましょう。また、自社への影響を推定し、目的達成のため必要な「事前対策」を具体的に検討しましょう。

### 自然災害等が発生した場合の初動対応例

人命の安全確保  
(従業員の避難、安否確認)

非常時の  
緊急体制の構築

被害状況の把握と  
情報発信

#### 効果のあった対応

##### 適切な避難誘導(東日本大震災)

工場に最も近い高台を避難場所として決めておき、従業員に対する避難誘導手順を作成しておいたため、従業員を無事に避難させることができた。

##### 安否確認の実施(東日本大震災)

平常時に従業員の緊急連絡先リストを作成しておいたことで、災害時に安否確認メールの一斉送信をすぐに行え、従業員一人一人からの返信によって安否を確認することができた。

##### 指揮命令体制の整備(大阪府北部地震)

災害対策本部の設置基準を「震度6以上の地震が発生した場合」と設定し、災害対策本部の構成要員、各班の役割も事前に決めていたことで、混乱なくスムーズに対策本部を設置することができた。

##### 状況把握と情報発信(西日本豪雨)

災害が発生した場合に「工場の被害状況」「工場の復旧見通し」「納期の遅れの発生の有無」をホームページを通して発信すること、主要な顧客に対して同情報を連絡することを決めていた。結果、混乱が起きず、納期の遅れは少しあったものの顧客離れが起きることもなかった。

### ヒト(人員)の事前対策例

災害時の緊急参集要員の決定

離れた地域の同業者や関係企業と  
非常時の人員応援協定を締結

#### 効果のあった対策

##### 遠隔地の同業者が代替生産(熊本地震)

事前に遠隔地の同業者と応援協定を結び、代替生産体制を構築していたため、被災時に重要な金型を提携先に持ち込み、応援人員により、生産を継続することができた。

## モノ(建物・設備・在庫等)の事前対策例

- 排水溝等の定期的な清掃
- 棚、什器、机、パソコン、モニター等の固定状況、耐震対策の状況の確認、免震装置の導入(地震対策)
- 配電盤を高所に設置(水害対策)
- 二次災害の危険性があるボイラーや火気設備等に自動停止機能を付加
- 事業に必要な資源(設備、資材、燃料)の調達先リストの作成

### 効果のあった対策

#### 受電設備等の高所配置(西日本豪雨)

過去の水害を踏まえ、冷蔵庫用の電気設備を高所に配置しておいたため、豪雨により店舗は浸水したが、電気設備は被害を受けず、早期に営業を再開できた。

#### オフィス内什器、事務機器の固定(大阪府北部地震)

事業所内にある棚やコピー機、社員のデスクまわりの固定化をしていたため、大きな被害が出なかった。

## カネ(資金繰り)の事前対策例

- 水災や地震等の災害に対応した損害保険や共済への加入(建物や機械設備だけでなく、製品在庫や資材等を対象とした保険・共済に加入)
- 休業時に利益補償をする保険に加入
- 被災した際に融資を受けられる金融機関や行政窓口の確認

### 効果のあった対策

#### リスクファイナンス対策の取り組み(東日本大震災)

津波で大きな被害を受けたが、地震保険にあらかじめ加入していたため、保険で復旧費用を確保できた。結果、従業員を解雇することもなく、その後の新入社員確保にプラスに作用した。

## 情報(顧客データ等)の事前対策例

- 契約書や顧客情報(重要な情報)のバックアップを作成し、安全な場所(貸金庫や遠隔地)に保管

### 効果のあった対策

#### 機械の設計図面データの常時バックアップ(東日本大震災)

機械の設計図面等の重要なデータのバックアップを遠方のグループ会社に常時保管していたため、地震によるサーバの停止後の復旧が迅速にできた。

## 実効性を確保する取組を！

具体的な対応を定めた事前対策をいつでも実行できるよう、その実効性を確認(検証)しておくことも重要です。経営者も積極的に関与し、定期的に訓練や計画の見直しを行いましょう。

- 計画の策定過程での、経営者の関与
- 計画の実効性を確認するための訓練実施
- 計画内容の見直し

## 期待される取組事例

### 目的の明確化

#### 鋳型中子製造業

「大切な従業員の命を守り、地域の暮らしの活力、地域経済力を守る」ことを目的とし、掲げたことで従業員の定着率向上にも貢献。



### ヒトの対策／協力体制の構築

#### プレス加工業

遠隔地の同業者と協力体制を構築し、被災時には、重要な金型を持ち込み、提携先での生産を可能に。



### ヒトの対策／初動対応手順の設定

#### 研磨加工業

被災から2週間以内に事業の7割を再開できる目標を立て、安否確認、復旧等の手順を定めていたため、水災により被害を受けたが、目標どおり事業を再開。



### モノの対策／代替生産

#### プレス加工業

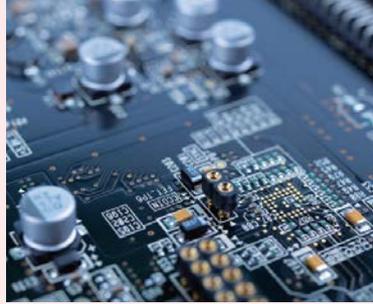
自社被災地の代替生産協定を同業他社と締結し、協定先に金型を提供できる体制を整備。



### モノの対策／防災・減災投資

#### 電子部品製造業

事前に生産設備等に免震・制震対策を施していたため、震度5の揺れがあったが、被害は軽微。



### モノの対策／受電設備等の高所配置

#### 生花店

過去の水害を踏まえ、冷蔵用の電気設備を高所に配置したため、豪雨により店舗は浸水したが、電気設備は被害を受けず、早期に営業再開。



### カネの対策／保険の活用

#### 酒造業

工場が水没して大きな損害が発生したが、事前に水災保険に加入していたため、設備の復旧費用の多くを補填し、新しい設備を早期に導入。



### カネの対策／リスクファイナンスの取組

#### 食品加工業

津波で大きな被害を受けたが、地震保険で復旧費用を確保。安心して従業員が働ける環境が、新入社員確保にプラスに作用。



### 情報の対策／情報のバックアップ

#### 機械製造業

設計図面等の重要データを遠方のグループ会社に常時バックアップ保管。



## よくある質問

**Q** 申請書はどこに提出するのですか。

**A** 申請者(連携計画の場合は代表者)の所在する地域を管轄する経済産業局(又は内閣府沖縄総合事務局)にご提出ください。

**Q** 申請書の様式はどこで入手できますか。

**A** 申請書の様式は下記中小企業庁ホームページからダウンロードできます。「策定の手引き」も併せて公表しておりますので、申請書作成(計画策定)の際にご参考ください。

**Q** 計画の策定方法がよくわかりません。サポートしてもらうことはできますか。

**A** 専門家による策定支援(ハンズオン支援)や、策定のためのワークショップの開催を行っております。(詳しくは下記ホームページにて最新の情報をご確認ください。)

**Q** 認定を受けた事業者はどのような支援を受けることができますか。

**A** 当パンフレット(2ページ)で各支援策を簡単にご紹介しております。「低利融資」についてはお近くの日本政策金融公庫の支店、「信用保証枠の追加」についてはお近くの信用保証協会にお問い合わせください。(その他の優遇制度については経済産業局にご確認ください。)

### ■ 中小企業庁ホームページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm>

中小企業庁HP ▶ 経営サポート ▶ 経営安定支援・BCP ▶ 事業継続力強化計画

### お近くの経済産業局等(申請のご相談)

北海道経済産業局 産業部 中小企業課 011-709-1783 〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎  
東北経済産業局 産業部 中小企業課 022-221-4922 〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1  
関東経済産業局 産業部 中小企業課 048-600-0321 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館  
中部経済産業局 産業部 中小企業課 052-951-2748 〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号  
近畿経済産業局 産業部 中小企業課 06-6966-6023 〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館/2・3・5階  
中国経済産業局 産業部 中小企業課 082-224-5661 〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6番30号  
四国経済産業局 産業部 中小企業課 087-811-8529 〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33  
九州経済産業局 産業部 経営支援課 092-482-5592 〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎本館  
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課 098-866-1755 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館

### 中小企業庁 事業環境部 経営安定対策室

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL : 03-3501-0459 FAX : 03-3501-6805 Email : keieiantei@meti.go.jp

# 「ものづくり・商業・サービス補助金」が さらに使いやすくなりました

## 「ものづくり補助金」だからできること。

補助上限 **1,000万円**、補助率 **1 / 2**（原則）で  
新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。

## 誰でも使える。生産性向上を目指すなら。

以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施する  
中小企業※なら、どなたでもご応募いただけます。

要件①：付加価値額  
+ 3 %以上/年

要件②：給与支給総額  
+ 1.5 %以上/年

要件③：事業場内最低賃金  
地域別最低賃金 + 30 円

※：業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。  
また、革新性や事業性等の審査がございます。年によって異なりますが、例年は2～3倍程度の採択倍率です。

## かつてない「使いやすさ」へ。



データ連携や海外展開等の  
高度な取組や事業計画策定  
を支援できるメニューを用意



最適なタイミングでの申請、  
十分な準備・事業期間の  
確保が可能に



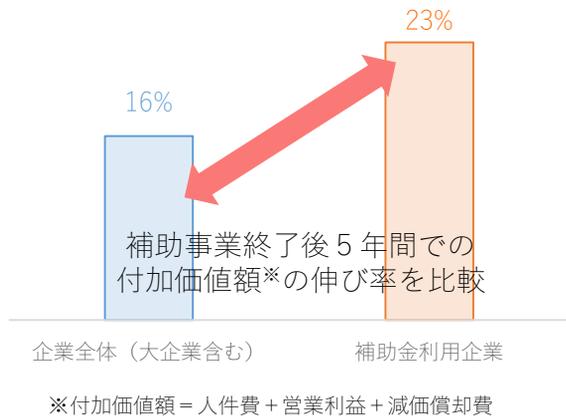
あらゆる補助金の手続を一つ  
のポータルサイトに集約  
(J-Grants)

※詳細については、裏面（次ページ）を参照下さい。

令和元年度補正予算案※及び令和2年度当初予算案で措置予定  
※中小機構に措置予定

# 様々なビジネスアイデアが続々と実現。

補助事業者は、企業全体平均の  
**1.5倍の付加価値額増加率**を達成



## 事例①(ものづくり)：生産機械製造業

- ・複数形状の餃子を製造可能な、餃子全自動製造機を開発。
- ・海外での販売が好調で、餃子製造機において世界シェアトップに。



## 事例②(サービス)：飲食業(カフェ)

- ・「食べられるクッキー生地のコヒーカップ」の製造機械を導入し、生産効率が10倍に。
- ・女性客を中心に大ヒットし、全国チェーン店でも流通。



# 新しいメニューで、様々な取組に対応。

予算	事業類型	概要	補助上限	補助率
R 1 補正予算 (ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業)  ※個社 ※中小機構が実施	一般型	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。	1,000万円	中小 1/2 小規模 2/3
	グローバル展開型(新)	海外事業(海外拠点での活動を含む)の拡大・強化等を目的とした設備投資等の場合、補助上限額を引上げ。	3,000万円	中小 1/2 小規模 2/3
	ビジネスモデル構築型(新)	中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを補助。(例：面的デジタル化支援、デザインキャンプ、ロボット導入FS等)	1億円	定額
R 2 当初予算 (ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業)  ※連携体 ※経産省が実施	企業間連携型	複数の中小企業等が連携して行う高度なプロジェクトを最大2年間支援。(連携体は5者まで)	2,000万円 /者	中小 1/2 小規模 2/3
	サプライチェーン効率化型(新)	幹事企業が主導するサプライチェーン全体を効率化する取組を支援。(連携体は10者まで)	1,000万円 /者	中小 1/2 小規模 2/3

(今後のスケジュール) ※予算成立を前提としたものであり、今後変更の可能性あります。

- 2月頃 事務局決定  
3月頃 一般型・公募開始(通年で公募し、複数の締切りを設けて審査・採択)  
4月以降 その他類型も順次開始

**重要!** : 本補助金の申請にはGビズID(アカウント)の取得が必要です。  
ID取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GビズID

検索



※今後、中小企業基盤整備機構や事務局(公募にて決定)等のHPにて詳細を掲載します

お問合せ先

資料全体に関する問合せ窓口  
**03-3501-1816**  
中小企業庁技術・経営革新課

予算・税制に関する資料は、中小企業庁HPにも掲載!  
<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/index.html>

